

# 下松市からお支払いする公金の**合算振込の開始**とこれに伴う**通帳印字の変更**について

## ついて

下松市では、お支払いする公金について、定期的な支払日として毎月5日、10日、15日、20日、25日、月末を設定しております。

この度、令和6年10月からの同じ振込日に、同一口座へ支払う場合には、市全体で支払金額を合算してお振込みをさせていただきます。

### ●合算振込開始日

令和6年10月分振込から

### ●通帳印字等にかかる現行と変更後

【現行 令和6年9月30日まで】

振込金額	担当部署ごとの合計金額  ※複数部署からの振込があった場合は、複数行に分かれて印字
振込人名	担当部署名を印字 (例) クダ マツシコト モミラ クダ マツシケンコウ クダ マツシキョウイク 等 (全44部署)



【変更後 令和6年10月1日から】

すべての部署の合計金額  ※複数部署からの振込があった場合も、 <u>1行</u> で印字
統一名称  <u>「クダ マツシ」</u> を印字

《通帳印字例》

子ども未来課へ8,000円、健康増進課へ15,000円、教育総務課へ3,000円をそれぞれ請求され、これに対し市から令和6年10月20日に振り込む場合

【令和6年9月30日まで】

06-10-20	クダ マツシコト モミラ	8,000
	クダ マツシケンコウ	15,000
	クダ マツシキョウイク	3,000



【令和6年10月1日から】

06-10-20	クダ マツシ	26,000
----------	--------	--------

※担当部署が行っている振込手続きの処理方法によっては、同日振込であっても合算振込にならない場合もあります。